

## Member Circular 3/2015

### 油濁清掃請負業者契約(OSRO)の要件 - ウルグアイ

こちらは、英文記事「[Member Circular 3/2015: Oil Spill Response Organisation Contract Requirements - Uruguay](#)」（2015年5月）の和訳です。

#### 法的枠組み

2012年11月23日施行のウルグアイ法第19.012号の第6条において、特定の種類の船舶および浮体構造物に対して油濁清掃請負業者(Oil Spill Response Organization [OSRO])と契約を結ぶ義務が規定されています。

2015年2月付「[Member Circular 18/2014: ウルグアイにおける油濁清掃契約の要件](#)」および「[Member Circular 19/2014: 最新情報 - ウルグアイ - 油濁清掃契約の要件について](#)」において、ウルグアイの規則 Disposición Marítima Número 149 が2015年2月20日に発効予定であることをお伝えしました。しかし、その続報として、OSRO各社との間である問題が明確化されるまで Disposición Marítima Número 149の施行を延期することをウルグアイコーストガードが決定した旨をお知らせしました。

2015年5月4日、ウルグアイコーストガードは、Disposición Marítima Número 149 に取って代わる、Disposición Marítima Número 157（以下、「同規則」）を発表し、OSROと契約を結ぶ必要のある船舶の種類に加え、バンカー作業時に要求される技術上・安全上の措置と OSRO 契約の草案についても明記しました。同規則は、2015年5月15日に発効します。

下記の情報は、同規則の翻訳版をベースにしたものです。そのため、いくつか不明確な点が生じることは承知していますが、現段階では、同規則の文言の解釈についてさらなる助言を行い得るだけの情報はありません。

#### OSRO 証書を保持する必要がある船舶

同規則は、下記の種類の船舶と浮体構造物に適用されます。

- a) タンカー、バージ、小型ボート、漁船または炭化水素や派生物、危険・有害物質もしくは鉱物性液体に関する運航、移送、輸送を行うか、または船舶や船用装置の引揚作業に従事するその他の船用装置。
- b) ウルグアイの港湾やターミナル、バース等への入港指示待機のために、24時間を超えてウルグアイ水域に錨泊する許可を求める上記の船舶。
- c) 航海または環境に危険を及ぼす船舶に提供される支援・サルベージサービスに関して、法律17.121に従って、海事当局が不適格であるとみなす船舶。
- d) 領海、接続水域、排他的経済水域または大陸棚において生物・非生物資源の探査・開発用の海上プラットフォーム、固定式または移動型の設備を供給する船舶。

同規制の対象となるこれらの船舶は、コーストガードが認可した現地 OSRO が発行する OSRO 証書に加えて、P&I クラブの加入証明書、さらに CLC 条約の対象船舶は CLC 証書を現地の管轄地区に提出することが求められます。各書類は、錨泊、保管または輸送作業の24時間前に提出する必要があります。

OSRO 契約は、現地代理店を通じて加入しなければなりません。（ウルグアイ籍船は除きます。ウルグアイ籍船の場合、船主が直接契約を締結することができます。）

#### 利用可能な OSRO 契約

Circular 18/2014 において、Marine Environmental Care Lasimar S.A.および CINTRA Golantex S.A.の2社が

同規則に関してウルグアイコーストガードの認可を受けていること、および国際 P&I グループが両社の契約書を精査済みであることをお伝えしました。

国際 P&I グループの理解するところでは、Lasimar S.A.は業務を停止したようです。CINTRA Golantex S.A.の契約条件は国際 P&I グループの油濁事故対応計画書に関するガイドラインに適合しており、また、契約条件に基づいて生じる責任はメンバーの P&I 保険の担保範囲に含まれていることから、追加保険を手配する必要はありません。

一方で、LIFISOL S.A.という別の OSRO が、同規則に関してウルグアイコーストガードから認可を受けたようです。しかし、国際 P&I グループは未だ LIFISOL S.A.の契約書を受領しておらず、確認を行っておりません。同社の契約書の精査が完了次第、お知らせします。

### あらかじめ OSRO との契約を締結する必要のない船舶

炭化水素や派生物、危険・有害物質もしくは鉱物性液体の輸送、運航、移送を行わない船舶は OSRO との契約を締結する必要はありません。ただし、油濁事故の場合は除くものとし、その場合は MARPOL 附属書 I 第 5 章第 37 規則が適用されます。

### その他の規定

ウルグアイ水域に 24 時間を超えて錨泊する船舶は、代理店を指名する必要があります。

液化天然ガス(LNG)を輸送する船舶は、ウルグアイコーストガードが後日発表する特定の要件に従う必要があります。

燃料油およびその他の石油製品の供給業者は、移送または輸送作業の都度、緊急時対応計画について指定する OSRO との間で調整を行う必要があります。

国際 P&I グループでは、引き続き同規則を精査し、後日必要に応じてさらなる最新情報をお伝えします。

上記に関するご質問については、Gard (North America) Inc の [Frank Gonyon](#) もしくは [Claudia Botero-Gotz](#)、Gard (UK) Limited の [Mary Cantle](#) もしくは [Nick Platt](#) またはガードジャパン株式会社 (Email: [gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no)) でお問い合わせください。

国際 P&I グループに加盟するすべてのクラブが本件に関して同様のサーキュラーを発行しています。

敬具  
GARD AS



Rolf Thore Roppestad  
CEO (最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。